

議案第24号 説明資料

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)					○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)				
第1条及び第2条 略 (給付額) 第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。					第1条及び第2条 略 (給付額) 第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。				
第4条～第10条 略					第4条～第10条 略				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
	世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額			世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
			公立高等学校	私立高等学校				公立高等学校	私立高等学校
1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 75,800円	年額 84,000円	1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 84,000円	年額 103,500円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 36,500円	年額 38,100円			通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 36,500円	年額 38,100円
2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 129,700円	年額 138,000円	2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 129,700円	年額 138,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 36,500円	年額 38,100円			通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 36,500円	年額 38,100円